

焼津市介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ & A

平成 29 年 8 月 1 日版

【質問項目】

問 認定期間が満了していない利用者（サービスを利用していない方も含む）が、介護予防・生活支援サービス事業（介護予防訪問（通所）介護相当サービス、訪問（通所）型サービスA、訪問（通所）型サービスC）を利用することは可能か。

（回答）

認定期間満了前は、介護予防訪問（通所）介護相当サービスではなく介護予防訪問（通所）介護を利用することとなります。訪問（通所）型サービスAや訪問（通所）型サービスCについては、現在の要支援認定期間満了後に利用することを想定しておりますが、アセスメントにおいて必要と認められれば利用は可能です。

問 介護予防・生活支援サービス事業（介護予防訪問（通所）介護相当サービス、訪問（通所）型サービスA、訪問（通所）型サービスC）及び介護予防訪問（通所）介護の併用は可能か。

（回答）

提供するサービスは、それぞれ目的が異なっているため、併用は原則認められません。

問 通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスA、通所型サービスC）と介護予防通所リハビリテーションの併用は可能か。

（回答）

介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションの併用の例に準じるため、併用することを想定していません。